

今後の学校適正配置の進め方について

I これまでの学校適正配置の取り組み経過

平成15年7月

「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について、大阪市学校適正配置審議会へ諮問。

平成16年9月・平成20年6月・平成22年2月 3回に分けて答申

「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」

- ・11学級以下の小学校を適正化の対象として整理し、①から⑦に分類。
- ・①②に該当する小学校は、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべき。
- ・③から⑥に該当する小学校は、児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取り組みに着手する。

平成24年度

教育の場に区民や保護者の意見をもっと直接的に反映させるため、区民に最も近い存在である区長を教育委員会事務局の「区担当理事」として位置付ける。

11月からは教育長の命を受け、担当区内の適正化対象校の統廃合に関する計画の立案及び保護者住民その他関係者との協議にかかる連絡調整に関する業務を所管。

以来、各区長のリーダーシップの下、区と教育委員会事務局が連携しながら、学校適正配置の取り組みを進めてきた。

平成27年4月以降

「ニア・イズ・ベター」という考え方のもとに、今後の学校適正配置は、区担当教育次長（仮称、以下、「区長」という。）が広く区内の教育環境や教育内容の充実、地域コミュニティ、まちづくりの観点からも保護者・地域住民や学校長の意見を聞きながら、主体的に進めていくことができる仕組みづくりを検討する必要がある。

II 今後の学校適正配置の進め方

1. 着手の促進

現在の学校適正配置の進捗状況を踏まえ、平成26年3月に策定した「学校配置の適正化の推進のための指針」を最大限活用し、速やかに取り組みを進める必要がある。

区長は、各適正配置対象校について、当該校の子どもたちの教育環境の向上を中心に据え、統合期日を定めて再編計画を策定する。そのうえで、分類区分①～⑤については、全学年が単学級でクラス替えができない、もしくは推計上単学級になることが見込まれる学校であり、緊急性が高く、早急に解消する必要があることから、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、再編計画に着手することとする。着手が困難な事案についてはその課題を明確化し、他区の事案も参照しながら課題解決を図る。

分類区分⑥については、児童数の推移を注視しながら着手時期を判断する。

以上の考え方に基つき、各区の学校適正配置への取り組み方針を速やかに整理する。

2. 区と教育委員会事務局の役割分担の整理

今後、学校適正配置を進めるにあたっては、これまで以上に区と教育委員会事務局が連携し、区長のリーダーシップのもと取り組むことはもちろんのこと、区と教育委員会事務局のそれぞれが担う役割を明確にし、保護者、地域住民の協力理解のもと、丁寧に効果的な取り組みを展開する必要がある。

【区の役割】

区は区長の責任のもと、区内の学校適正配置を主体的に進める必要がある。また、取り組みを進めるための地域並びに保護者等との調整も、区が主体的となっていくこととする。

【教育委員会事務局の役割】

教育委員会事務局は、区が学校適正配置を進めるにあたり必要な情報を提供する。具体的には、児童数（推計を含む）、校舎情報（教室数等）、過去の学校適正配置の実践例、地域並びに保護者等からの質問に対する教育的観点からの見解等が想定される。

3. 統合によるメリットの明確化

区長は、学校適正配置にかかる再編計画を策定するにあたり、ただ単に児童数を調整する小規模校の課題解消ではなく、学校適正配置実施後の教育環境の充実、地域の活性化といった「まちづくり」の観点からのメリットについても併せて検討する必要がある。

地域にとってのメリットは、そのニーズによりさまざまであり、一律に示すことはできないが、概ね各区に共通と思われる観点を以下に例示する。

【再編計画によって誕生する学校の教育環境・教育内容・地域コミュニティの充実】

ア. 統合校の特色化、活性化

- ・学校協議会など保護者や地域住民の意見を反映し、校長の意向も尊重しながら具体的な内容を検討

イ. 小中一貫校の設置

- ・教科担任制の導入
- ・中学校給食の自校調理 等

ウ. 個別事案への対応

- ・モデル校や研究校の設定等

エ. 地域コミュニティの特色化、活性化

- ・地域と子どものふれあいの場など、それぞれの地域に合った取組みを展開
- ・生涯学習の場の再編、調整 等

※ ただし、財源や教員の確保、ハード面の整備といった条件整備を要することから、検討にあたっては教育委員会との調整が必要である。

【閉校後の土地・建物の転活用における取り扱いについて】

統合後の閉校となった学校の跡地は、「大阪市未利用地活用方針」に基づき、他の行政目的で活用する見込みがない場合は、原則として早期に売却することとなっている。

しかしながら、学校施設は地域の住民にとって地域コミュニティの拠点であり、投票所や、災害時における避難所として指定されてきたことなどから、個々の学校跡地にかかる地域の住民の意見や要望を十分に聞きながら「まちづくり」の観点を併せ持った現状を認識したうえで、下記の要領に基づき区長が検討する必要がある。

ア．学校跡地を引き続き地域コミュニティの拠点とし、投票所や災害時における避難所として指定する場合

- ・必要な部分の土地、建物については、区長が地域と協議したうえで、区役所が管理することとする。

イ．他の公共用施設への転用、企業等への条件付使用貸借など市有財産のまま転活用すると区長が判断した場合

- ・区長が転活用内容を整理し、教育委員会と協議のうえ対処することとする。

ウ．ア及びイに該当しない場合は、区長が地域、住民に対し「大阪市未利用地活用方針」を説明し、理解を得たうえで速やかに売却することとする。